

「金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等の一部改正(案)」に対する意見・要望

平成 23 年 8 月 3 日
日本証券業協会

○「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」の一部改正案

項番	該当箇所（条文）	意見・要望等
1	第1条第 55 号イ	外部にリスクをヘッジする等の目的で、単一の証券化取引に係る優先社債(再証券化証券等ではない)に係る信用リスクを信託やSPCを通じて更に優先・劣後にランディングする場合、原資産に変更はなく単に信用補完の水準が変更されたに過ぎず、リスク特性が実質的に変更されていないため、再証券化取引に該当しないという理解で良いか。 また、保証やクレジット・デリバティブの形態にて保有する同様の信用リスクの再ランディングも、上記と同様の目的であれば再証券化取引に該当しないという理解で良いか。
2	第1条第 67 号	・「第3章」は「川上連結告示第3章」ではないか。 ・第1条第 74 号において1－4等、並びに第 14 条の2において6－1等、銀行格付告示の信用リスク区分を単体告示に用いているため、平成 23 年2月 25 日 金融庁告示第 13 号の改訂が必要ではないか。例えば、平成 23 年2月 25 日 金融庁告示第 13 号の第2条について、「単体告示第1条第 67 号の規定に基づき、適格格付業者の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、銀行格付告示第3条各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。」などの規定を整備してはどうか。 ・なお、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」の一部改正案についても、同様のご対応をお願いしたい。
3	第1条第 74 号ホ	「イに掲げる債券」は「二に掲げる債券」ではないか。
4	第5条第4項の表	「現行」及び「改正案」ともに「区分」欄において「指定国の代表的な株式指数」と記載されているが、正しくは「指定国の代表的な株価指数」ではないか。少なくとも、「現行」の規定は「指定国の代表的な株価指数」であることから、現行部分は誤植であると考えられる。

項 番	該当箇所（条文）	意見・要望等
5	第5条第5項の表	第5条第4項の表の「区分」欄の改正との平仄を踏まえ、同第5項の表の区分のうち、「指定国の株券等」(12%)は削除してよいのではないか。 (理由) 第5項柱書において、現に「一の銘柄(<u>指定国の代表的な株価指数を除く。</u>)」と規定されているため。
6	第6条第7項第1号、第2号 「ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合」 同項第3号 「ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合」	第1号及び第2号に規定されている「常に」と、第3項に規定されている「通常」の判断基準はあるか。
7	第6条第7項第1号 「金融商品取引業者は、次のイ又はロに掲げる場合のほか、…(中略)…そ	「おおむね同じ程度」の判断基準はあるか。 また、その増加額と減少額が一定の期間においておおむね同じ程度である証憑等を作成し、保存することは必要か。

項 番	該当箇所（条文）	意見・要望等
	の増加額と減少額がおおむね同じ程度あるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。」	
8	第6条第7項第2号 「金融商品取引業者は、・・・(中略)・・・、個別リスクの高い方のポジションの 80 パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。」	同号の規定の適用を受ける場合、クレジット・デリバティブの個別リスクを算出する必要があるが、内部管理モデル方式によらない場合の当該個別リスクは、クレジット・デリバティブの参照債務の時価額に第6条第6項の表に定める区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額としてよい。
9	第6条全般、第 15 条全般	クレジット・デフォルト・スワップについて、内部管理モデル方式によらない場合は、どのように一般市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を算出すればよい。
10	第6条第7項第3号 「…自己資本賦課の対象とすることができる。」 同項第4号 「…自己資本賦課を行う。」	「自己資本賦課の対象とする」又は「自己資本賦課を行う」とは、どのように個別リスク相当額を算出するのか。

項 番	該当箇所（条文）	意見・要望等
11	第6条第8項、第14条の4第1項第1号、第14条の6及び第14条の7	「個別リスクの額」は「個別リスク相当額」ではないか。
12	14条の2	証券化証券等の場合、金利リスク相当額は第6条第3項及び同条第4項に従って算出する必要があるか。 また、証券化証券等に対してクレジット・デリバティブを提供している場合も同様に算出する必要があるか。更に証券化証券等に対して保証を提供している場合も同様に算出する必要があるか。
13	第14条の2第3項、第15条	自己資本控除とされた額については取引先リスク相当額の算出対象外とされてきたが、証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブについて、第14条の5及び第14条の2第3項の規定により自己資本控除とされることとなった場合についても、当該保証又はクレジット・デリバティブに係る取引先リスク相当額は算出されないという理解で良いか。
14	第15条	第14条の2の規定に基づき、自己資本控除とされた場合には、証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブの取引先リスク相当額の算出は不要である旨、例えば、第15条中の注書きなどに規定を追加してはどうか。
15	第14条の4及び第14条の5	第14条の5は不要ではないか。 「証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブ」が第14条の2の対象となることを明確化するのであれば、例えば、第14条の4第1項第4号にこれらが含まれる旨を追加してはどうか。 例）（保証、クレジット・デリバティブ、又はその他信用補完等を含む。） 理由は、次の通りである。 ・ 保証又はクレジット・デリバティブはオフ・バランス取引に含まれると理解しているため、2つの条文があると分かりづらい。 ・ クレジット・デリバティブを購入している場合にも、個別リスク相当額の計算の対象にすべきと思われる。
16	第14条の5	「個別リスク」は「個別リスク相当額」ではないか。
17	第14条の5	証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブ（以下、プロテクションという。）を提供している場合、当該プロテクションの全部又は一部に関して同様なプロテクションを第三者から購入しヘッジした場合には、個別リスク相当額の算出上、当該ヘッジ部分をネ

項 番	該当箇所（条文）	意見・要望等
		ットして算出するという理解で良いか。 その場合、元のプロテクションが保証、クレジット・デリバティブの何れかである場合、ネット後のそれぞれの保証額、クレジット・デリバティブの時価に対して証券化証券等の格付に応じたリスク・ウェイトを乗じて個別リスク相当額を算出することで良いか。
18	第14条の5、第15条	証券化証券等に対する保証を提供している場合、保証対象である証券化証券等のトランシェごとの格付に応じたリスク・ウェイトを保証額に乗じた額を個別リスク相当額とする一方で、第15条第1項第3号の表及び第3項第3号の表において被保証債務先である証券化証券等の格付に応じたリスク・ウェイトを保証額に乗じた額を取引先リスク相当額とすると、算出するリスク相当額が重複すると考えられることから、当該保証債務に係る取引先リスク相当額は算出されないという理解で良いか。
19	第15条	証券化証券等に対する「保証債務」等は、第14条の2を適用し、取引先リスク相当額の算出は不要である旨、例えば、第15条中の注書きなどに規定を追加してはどうか。
20	第6条第7項第2号他 第19条	告示案19条1項及び2項において、川上連結告示の各条項を、金融商品取引業者に準用する旨規定されている。現状の規定では、告示案19条による準用により、これらの告示案19条にあげられた川上連結告示の条項が、単に金融商品取引業者に適用される（準用とはある条項を当該条項と類似の別の主体、別の状況に適用することです）と解釈される。 例えば、告示案19条1項により、金融商品取引業者等に、川上連結告示19条が準用される結果、金融用品取引業者等に川上連結告示19条の内容が適用されてしまい、具体的には以下のような条項があるのと同じになってしまう。 「金融商品取引業者は、その保有するエクスポージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが2以上ある場合であって、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイトを用いなければならない。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。」 告示案19条により準用される川上連結告示の他の条項についても同様である。 しかし、御庁のご意図としては、そのような一般的に条項を準用する意図ではなく、単に、告示案1条55号、74号、6条7項2号、3号、13条の2第5項、14条の2第2項、3項3号、6項、14条の9第2項、3項において川上連結告示の各条項の文言の一部を利用する

項 番	該当箇所（条文）	意見・要望等
		ことにとどまると理解している。 そうであるならば、告示案 19 条1項、2項のように、条項を準用する規定ではなく、例えば以下のように各条項ごとに、規定したうえで、告示案 19 条1項、2項は削除すべきと思われる。 < 修正例 > ・告示案1条 74 号ト(1) 「発行者が川上連結告示第 30 条第1項又は同告示第 31 条に掲げる主体であること。」 ・告示案6条7項2号 ① 修正例その1 「・・・クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項が存在する場合、原債権に係る損失又は支払い義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合にはプロテクション提供者が支払いを行わないことができる条項その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。」 （川上連結告示 101 条の規定振りから考えると、本条では、川上連結告示 101 条の場合という規定振りよりは上記のように文言を借用して規定するほうがわかりやすいと思われる。） ② 修正例その 2 「・・・クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項、川上連結告示第 101 条に規定する場合その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。」 （銀行告示及び川上連結告示と、同様の規定振りにした場合の例である。） ・告示案6条7項3号イ 「・・・但し、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は川上連結告示第 96 条第5号に掲げる条件（「原債権」は「ヘッジ対象

項 番	該当箇所（条文）	意見・要望等
		ポジション」と読み替える。)を満たさなければならない。」 その他の条項についても同様である。 繰り返しになるが、現状の告示案 19 条1項、2項の規定では、一般的な法解釈としては、金融商品取引業者等に告示案 19 条にあげられた川上連結告示の各条項を単に準用(適用)するという解釈になるが、かかる各条項を一般的に金融商品取引業者等に適用させることは合理的でなく、また、御庁としても意図されていないと理解しているので、告示案 19 条の規定は削除いただき、上記のように各条項ごとに規定いただくようお願いしたい。 ※ なお、第 19 条第2項では、川上連結告示の第6章第3節中の第 260 条と第 261 条(第 14 条の9第3項第1号で準用することを規定。)の記載が漏れているのではないか。 ・ おって、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」の一部改正案についても、同様のご対応をお願いしたい。
21	附則 第1条	公布の日から適用する条項に、第 15 条第3項第3号の表を追加すべきではないか。 ・ なお、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」の一部改正案についても、同様のご対応をお願いしたい。

○「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」の一部改正案

項 番	該当箇所（条文）	意見・要望等
22	第1条第76号ホ	「イに掲げる債券」は「二に掲げる債券」ではないか。
23	第10条第8項、第18条の4第1項第1号、第18条の6及び第18条の7	「個別リスクの額」は「個別リスク相当額」ではないか。
24	第18条の5	「個別リスク」は「個別リスク相当額」ではないか。